

送付による解体届出のご案内

自動車検査証返納届出の手続き後の**軽自動車の解体届出(重量税還付申請の無い場合)**の送付による届出受付について

●平成26年4月1日より、解体届出(既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続き)について、送付による届出の受付を開始しました。

なお、自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届出及び重量税還付申請を行うものにつきましては、**送付による取扱いはございませんので、従前どおり、管轄する事務所又は支所に申請してください。**

注意事項

1. 送付による解体届出を行える軽自動車は、次のすべての要件を満たしていること。
 - ※ 自動車検査証返納届出の手続きが行われていること。
 - ※ 重量税還付申請がないこと。(解体届後の重量税還付申請はできません。)
 - ※ 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。
2. 送付に係る費用(返信用を含む)は、届出者の負担となります。
 - ※書類不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。
3. 事務所、支所の窓口へ届出書を提出される場合は、当日処理させて頂いておりますが、送付による場合は、処理に相当の時間を要することをご承ください。
4. その他、申請手続き案内、送付票のチェック欄をご確認ください。

URL:<http://www.keikenkyo.or.jp/>

送付による解体届の手続きの流れについて

送付による届出方法

1. 届出書を事前入手してください。(各事務所・支所・分室の窓口等で入手が可能)
2. 軽自動車検査協会ホームページの記載要領を参考に記入してください。
3. 送付票のチェック欄により確認してください。なお、確認後の送付票は同封してください。
4. 送付申請用封筒、返信用封筒については、「角2」を使用してください。(OCRシートを折らないため)

届出者

届出書の入手



届出書及び届出送付票の入手及び記載



返信用封筒

返信用封筒を同封し投函

チェックリストにより記載内容等を確認
(ホームページ等の記載要領を参照)



解体届出
手続き完了の
お知らせ



書類の返納



完了お知らせの送付

軽自動車検査協会



内容物確認

記載漏れ、要件を満たしていないもの等はその旨明記し返信
(リスト兼用)

× 不備等の場合

○ 書類確認



申請処理



解体届出書(重量税還付なし)記入例

解体届出「2」を記入してください。
 ※自動車検査証の返納を伴う場合は、
郵送による取扱いは行っていません。
 管轄する事務所の窓口へ申請してください。

還付申請のないことを確認して「0」を記入してください。
 ※重量税還付申請を行う場合は、**郵送による取扱いは行っていません。**
 最寄りの事務所の窓口へ申請してください。(自動車検査証返納済みのものに限る。)

チェックをつける

移動報告番号を記入

軽第4号様式の3

0082 7 2 0 001123456789

車両番号を記入

品川 580 あ 1249

車台番号下7ケタを記入

1234567

届出書の記入について

黒色で記入してください。

黒色で記入してください。誤って記入したときは、棒線で抹消して書き直してください。

所有者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

個人例

申請者(所有者)
 氏名又は名称 東京 次郎
 住所 東京都港区港南3丁目3-7

法人例

軽換自動車販売 株式会社
 東京都新宿区西新宿3丁目2-11

解体報告日を記入

解体報告記録がなされた年月日
 令和 2 年 2 月 2 8 日

届出年月日を記入


軽自動車検査協会 殿
 事務局長 殿
 令和 3 年 1 月 4 日

解体届出の届出送付票について

解体届出(重量税還付申請なし)の届出送付票

届出書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、**届出書類とともに送付してください。**

- ・解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続きです。
※車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
- ・**自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いを行っておりませんので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。**

届出者 チェック項目	チェック欄	※軽自動車検査協会使用欄 補正等のご連絡
1. 自動車検査証送納届出の手続きが行われていますか？	はい <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか？	はい <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3. 解体届出の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？	① 車両番号 <input type="checkbox"/> ② 車台番号 <input type="checkbox"/> ③ 重量税納付済 <input type="checkbox"/> ④ 運動・記憶 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4. 解体届出の届出者/申請者(所有者)の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？ (訂正箇所は棒線で抹消されていますか？)	届出者/申請者(所有者) 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 申請年月日 <input type="checkbox"/> 自動車検査証 番号 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6.  重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか？	はい <input type="checkbox"/> 還付申請を行わない。 車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合でも 自動車重量税が還付されません。	確認 不備事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6. 返信用封筒に宛名及び切手の貼付はありますか？ 返信用封筒に宛名を記載し、切手(円分)を貼ってください。なお、送付用、返信用ともにA4サイズが折らずに入る「角2」封筒を使用してください。	返信用封筒 宛名 <input type="checkbox"/> 切手 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7. 封筒内内容物(送付するもの)の確認	申請書 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 <input type="checkbox"/> 送付票(本紙) <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※注意事項(必ずお読みください。)

- 送付による解体届出を行える軽自動車は、次のすべての要件を満たしていること。
※ 自動車検査証送納届出の手続きが行われていること。
※ 重量税還付申請がないこと。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)
※ 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。
- 送付に係る費用(返信用を含む)は、届出者の負担となります。
※書類不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。
補正後に再度送付を行う際には、あらかじめ返信用封筒が必要となります。
- 事務所、支所の窓口へ届出書を提出される場合は、当日処置させて頂いておりますが、送付による場合は、処置に時間を要します。
- 自動車重量税還付申請(車検残存期間が1ヶ月以上ある場合に限り)の詳細につきましては、取扱庁ホームページをご確認ください。
なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請してください。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)

※お手数ですが、枠内の記載をお願いします。

下記の事項の解体届出について、送付により届出ます。

令和 年 月 日	届出者の氏名又は名称
車両番号	住所 〒
車台番号	電話番号

軽自動車検査協会使用欄(返信連絡欄)

上記の解体届出について書類をご送付頂きましたが、解体届出の届出送付票右欄「補正等のご連絡欄」とおりに不備がございましたので、ご連絡いたします。
ご送付頂きました書類一式をご返借いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、最寄りの協会事務所窓口へ提出してください。
なお、再度送付される場合は、返信用封筒(切手貼付)が必要となります。

書類不備等

この度、ご送付頂きました届出・申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。
ご送付頂きました書類一式をご返借いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、協会事務所窓口へ申請してください。

取扱対象外

届出の 適 否

申請受理(受付印)

(取扱連絡先) 〒108-0075 東京都港区港南3-3-7
軽自動車検査協会
解体届出受付窓口
TEL 03-6433-1555 応答時間:8:45~17:00(土・日・祝祭日・12/29~1/3を除く)

送付用封筒の記入例

重さに合わせて切手を貼ってください。

1080075

東京都港区港南3-3-7

軽自動車検査協会
解体届出受付窓口 行

返信用封筒の記入例

120円切手を貼ってください。
(書留希望はその金額の切手)

□□□□ □□□□

宛先と郵便番号を記入ください。

二つ折りで同封してください

返信用封筒で送付

別紙

解体届出の手続き完了のお知らせ

以下の車両について、解体届出の手続きが完了した旨お知らせします。
なお、自動車重量税の還付申請を行った場合は、別途所轄税務署において手続きが行われます。

○ 車両番号 尾張小牧 599 あ 9999

《注意事項》
本書面は、検査記録を証明するものではありません。
検査記録の証明書が必要な方は、検査記録事項等証明書を取得してください。

平成 24年 1月 4日

軽自動車検査協会